

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)
地域名 (地域内農業集落名)	下豊浦平井 ( 下豊浦 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・土地持ちの非農家の圃場及び、(農)平井営農組合員の一部の圃場を同組合が受託し、転作(麦)は組合経営とし、稲作を主に組合員2戸に委託している。
- ・現在耕作をしても後継者がいない農家がほとんどである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・将来の作物生産は、麦作は現状を維持し、稲作は自作農家は極力耕作を継続し、一部組合経営とするなど、生産のバランスを図っていきたい。
- ・年齢層が高くなってきており、常時活動できる人数も少ないため、省力化の取組を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・現在の地域農作業の担い手の中心となっている営農組合の活動に、より多くの組合員が協力できる体制づくりを進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落営農法人、認定農業者等への農地集積・集約化を進めることを基本とし、必要な場合は農地中間管理機構等の利用についても検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業は、耕作者と所有者の意向を確認しながら検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②については、関係者と協議しながら資材の選定をおこなう。
- ⑦については、麦栽培の後地利用を認定農家と連携して進める。
- ⑧については、畦畔草刈り管理の労力軽減のため、自走式草刈機の保有台数を増やしていく。